

平成28年2月22日

KEMPOSご担当 殿

株式会社 ネットワークス
〒561-0893 豊中市宝山町 23-31
TEL06 (6844) 1069 FAX06 (6844) 2754
〒102-0083 千代田区麴町 4-1-4
TEL03 (3556) 2921 FAX03 (3556) 2923

平成28年3月バージョンアップのご案内

拝啓 貴所益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引立てに預かりありがとうございます。さて、KEMPOSに関し、以下の点につきバージョンアップを行いますので、ご案内申し上げます。

敬具

(1) バージョンアップ内容 (今回のリリースは Ver750となります)

今回のバージョンアップは平成27年7月成立の「特許法等の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に施行されることになりましたので、KEMPOSをそれに適用させるためのものとなります。法改正の概要は以下のようになっています。

「知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し及び特許料等の改定を行うほか、知的財産権に関する国際的な制度調和等を実現するため、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備を行う。」

KEMPOSに影響するのは料金改定及び「特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備」の部分となります。

これまでも「特許法条約(PLT)」加入のために各種改訂(期限徒過の救済措置等)が行われてきましたが今回それを更に拡充させるものです。

(1) 法改正に伴うもの

<u>1. 平成28年4月1日より改訂される新料金に対応しました。</u>	<u>2</u>
<u>2. 平成28年4月1日より改訂される期間延長の修正に対応しました。</u>	<u>4</u>
<u>3. 平成28年4月1日より改訂される外国語書面出願の翻訳文及び優先権証明書にかかる通知に対応しました。</u>	<u>10</u>

(2) 法改正以外のもの

<u>1. 請求書の入力画面で、請求明細の担当者・費用コードの入力が容易になるように画面切り替えの機能を追加しました。</u>	<u>13</u>
---	-----------

1. 平成28年4月1日より改訂される新料金に対応しました。

(1) 新料金は以下のとおりです。(赤字の部分は KEMPOS でシステムの的に管理しているもの)

1. 特許関係

1-1. 出願料 (特許法等関係手数料令第1条第2項)

	改定前	改定後
特許出願	15,000 円	14,000 円
外国語書面出願	24,000 円	22,000 円
特許法第 184 条の 5 第 1 項の規定による手続	15,000 円	14,000 円
特許法第 184 条の 20 第 1 項の規定による申出	15,000 円	14,000 円

1-2. 特許料 (平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願) (特許法第 107 条第 1 項)

	改定前	改定後
第 1～3 年まで毎年	2,300 円+請求項数×200 円	2,100 円+請求項数× 200 円
第 4～6 年まで毎年	7,100 円+請求項数×500 円	6,400 円+請求項数× 500 円
第 7～9 年まで毎年	21,400 円+請求項数×1,700 円	19,300 円+請求項数×1,500 円
第 10～25 年まで毎年	61,600 円+請求項数×4,800 円	55,400 円+請求項数×4,300 円

1-3. 特許料 (平成 16 年 3 月 31 日以前に審査請求をした出願) (改正法附則第 8 条)

	改定前	改定後
第 1～3 年まで毎年	11,400 円+請求項数×1,000 円	10,300 円+請求項数× 900 円
第 4～6 年まで毎年	17,900 円+請求項数×1,400 円	16,100 円+請求項数×1,300 円
第 7～9 年まで毎年	35,800 円+請求項数×2,800 円	32,200 円+請求項数×2,500 円
第 10～25 年まで毎年	71,600 円+請求項数×5,600 円	64,400 円+請求項数×5,000 円

2. 商標関係

2-1. 商標設定登録料、更新登録料

	改定前	改定後
設定登録料 (10 年分) (商標法第 40 条第 1 項)	区分数×37,600 円	区分数×28,200 円
設定登録料 (分割納付) (商標法第 41 条の 2 第 1 項)	区分数×21,900 円	区分数×16,400 円
更新登録料 (10 年分) (商標法第 40 条第 2 項)	区分数×48,500 円	区分数×38,800 円
更新登録料 (分割納付) (商標法第 41 条の 2 第 7 項)	区分数×28,300 円	区分数×22,600 円
防護標章設定登録料 (商標法第 65 条の 7 第 1 項)	区分数×37,600 円	区分数×28,200 円
防護標章更新登録料 (商標法第 65 条の 7 第 2 項)	区分数×41,800 円	区分数×33,400 円

2-2. 国際登録に基づく商標権の個別手数料

	改定前	改定後
設定時の登録料に相当する部分 (商標法第 68 条の 30 第 1 項第 2 号)	区分数×37,600 円	区分数×28,200 円
更新登録料に相当する部分 (商標法第 68 条の 30 第 5 項)	区分数×48,500 円	区分数×38,800 円

3. PCT 国際出願に係る手数料

	改定前	改定後（日本語	外国語)
国際調査手数料及び送付手数料 (国出法施行令第2条第2項第1号)	80,000円	80,000円	166,000円
国際調査の追加手数料(1発明毎) (国出法施行令第2条第6項)	60,000円	60,000円	126,000円
予備審査手数料 (国出法施行令第2条第2項第3号)	26,000円	26,000円	58,000円
予備審査の追加手数料(1発明毎) (国出法施行令第2条第7項)	15,000円	15,000円	34,000円

(2) 適用のタイミング

2-1. PCT国際出願に係る手数料については、国際出願日が平成28年4月1日以後かどうか適用基準となるため、料金が混在する期間が発生し注意が必要となります。

→KEMPOSで系統的に管理しているものではない(ユーザー様が独自に単価表にデータを入力しているもので、ユーザー様サイドでの管理に属するもの)ので、ソフトの修正はありません。

2-2. 他の料金については平成28年4月1日以後に納付した場合に新料金が適用となります。そのため、包括納付や自動納付を設定している場合で、3月以後に登録査定となった場合には4月1日以後に手動で納付しなければ新料金が適用されないため、注意が必要となります。

→バージョンアップによりソフトの修正は行われますが、新旧の料金表を設けるものではありません。料金表は1つなので、請求書の作成等での料金は現在の料金表に基づいて行われます。

したがって、移行時のタイミングには注意する必要があります。

タイミング的には3月末までに手続きを行ったものの請求書の発行を完了した段階で単価表を修正するのが最も適切ではないかと思われます。システム管理している単価に関しては一括で変更するツールを用意させていただきます。

2-3. 期限のお知らせに記載する印紙代について

期限のお知らせを4月以後に期限が来るものを対象に出力する場合には新料金の表示が必要となるため、印紙代切替ツールなどで、お知らせの出力を行うときのみ一時的に新料金を設定する必要があります。

→バージョンアップにおいてシステム管理している単価(年金及び商標関係の料金)に関しては新旧を切り替えるツールを準備します。4月前に4月以降に期限が来る案件の案内を送る場合に一旦ツールで料金を変更して案内を送付し、作業終了後に元に戻しておくといった作業を行って頂きます。

印紙代の変更内容及び、印紙代切替ツールの使用方法については別途説明書を用意しておりますので、そちらをご覧ください。

2. 平成28年4月1日より改訂される期間延長の修正に対応しました。

(1) 設定納付期限の期間延長

設定登録時の特許料、商標登録料（更新登録料を除く）の納付期間は、特許（登録）査定の日から30日ですが、出願人または代理人の請求（期間延長請求書を特許庁へ提出）により納付期間を更に30日間延長することが可能となりました。

この期間延長請求により、延長した30日間で改正法の施行日をまたぐ場合には、当該施行日以降に納付する当該特許料、商標登録料は、引き下げ後の金額にて納付可能となります。

→登録査定時に設定納付期限を計算する際に、同時に最終期限も設定するようにします。

期間延長請求書を提出した場合には、納付期限を30日延長します。

KEMPOSでは料金の計算について納付日を考慮しません。現在設定されている単価表に基づいて行います。したがって、移行時期における単価表の設定には注意を要します。

- ・「設定納付延長」という手続を追加します。

手続定義設定

手続定義 35100 期間延長 Copy Edit New Write Delete

共通手続に登録

手続定義名 設定納付延長 手続定義ID 35140

手続名称 納付延長 手続詳細 並び順 35101

手続名称2 納付延長 設定納付期限の延長

手続英名称

手続設定 期限設定

審判期限設定	なし	存続期限設定	なし
優先証明期限設定	なし	審査請求期限設定	なし
PD審判期限設定		年金期限設定	なし
応答期限設定	手続Tb参照	更新期限設定	なし
応答期限題名	設定納付EX	追完期限設定	なし
応答期限延長	<input type="checkbox"/>	納付年数入力	なし
応答担当	指定なし	使用証明期限設定	なし
応答題名		分納区分入力	なし
応答限定		書換申請期限設定	なし
回答期間設定	0	出願審判期限設定	なし
新規性期限	0	指定納付期限設定	
19条補正期限設定	なし	JP指定取下区分	なし
34条補正期限設定	なし	本出願期限設定	なし
分割出願期限設定	なし	最終拒絶解消設定	なし
審査請求料金返還		アクセパス期限設定	なし
審請料繰延設定	なし	EESR応答期限設定	なし
使用宣誓期限設定	なし	対応出願期限設定	なし
		存続延長期限設定	なし
		実施報告期限設定	なし

レコード: 1 / 1 フィルター処理なし 検索

- この手続を入力することで設定納付期限が30日延長されます。

出願台帳

完全一致 整理番号 TEST1409-JP Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加
特許 設定納付期

出願手続

経過手続 納付延長 転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

申請日 2016年4月20日 経表示 DNTrn 添付DN
任意期限

送付日 クレーム減縮
受領日 2016年2月16日 印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋 手続の入力により
設定納付期限が30日延長されます。

設定納付EX 2016年5月31日
管理/技術
事務/翻訳
補助担当

回答期限
原稿作成
原稿送付
通知期限

応答完了

発送番号
文書名
備考 Login担当
設定納付EX:2016年5月31日

登録日 2016/05/01
登録No.

者	数量	任意期限	請求
包袋	外国出願	外国期限	案内

登録査定 4 出願経過

2016/04/01	手続
2016/04/01	
2016/05/01	
2016/04/01	

受任台帳
J-PlatPat

AppGroup 111
aprRecID 2989
RecIDLast 2989

レコード: 1 / 1 フィルター処理なし 検索

(2) 拒絶理由通知に対する応答期限の期間延長

【特許出願】

(1) 拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

現行運用においては、拒絶理由通知の応答期間内に対応できない合理的な理由がある場合に、応答期間の延長が認められていますが、以下のような運用に変わります。

<出願人が国内居住者の場合>

1 通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められます。

<出願人が在外者の場合>

1 通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められ、2 通目の請求で更に1ヶ月の延長が認められます。(最大3ヶ月の期間延長)。1 通目の請求と2 通目の請求を同時にすることもできます。

<共通>

現状では延長期間の指定なく、1 通で1ヶ月となっていますが、期間の指定が設けられます。

請求のための合理的理由は不要とします。

→現在の期間延長請求書は1枚で1ヶ月延長なので、期間は考慮していません。新しい書式に基づいて延長期間を取り込むようにします。

- ・「期間延長 2M」という手続を追加します。

- この手続を入力することで応答期限が2ヶ月延長されます。

出願台帳

完全一致 整理番号 150825-06 Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加
 出願台帳(横) 選択表 Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 特許 期間延長

出願手続

経過手続 期間延長2M 転記

New Edit Delete IDS提出

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 委任票

申請日 2016年4月10日 経表示 DNTm 添付DN 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2016年2月16日 印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋 手続の入力により 応答期限が2カ月延長されます。

意見書EX1 2016年7月31日 管理/技術 事務/翻訳 補助担当

回答期限

原稿作成 原稿送付 通知期限

応答完了

納付年 納付日 意見書 2016/05/31

登録日 登録No.

者 数量 任意期限 請求
 包袋 外国出願 外国期限 案内

拒絶理由 5 出願経過
 2016/04/01
 2016/04/01
 2016/05/31
 2016/04/01

受任台帳
 J-PlatPat

AppGroup 111
 appRecID 3299
 RecIDLast 3299

- 応答期限の設定です。

手続期限設定

応答期間設定

出願種別 113 手続ID

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限 延		
						国内	外国	国内
	日本	特許	期間延長2	@EX2 EX1	応答期	0	0	
	日本	特許	期間延長3	@EX3 EX1	応答期	0	0	
	日本	特許	期間延長(2ヶ月延長)	@EX1	応答期	-2	-2	
	日本	特許	設定納付期限の延長	設定納付E	応答期	30	30	

(2) 拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

平成27年改正法の施行に伴い、拒絶理由通知の応答期間経過後延長が可能な期間（2ヶ月）内であれば請求により期間の延長が認められます。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも1通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要となります。

また、当該期間延長請求を行う際には、(1)の延長請求よりも高額な手数料が必要となります。ただし、(1)の延長が認められたときは、応答期間経過後の延長請求はできません。また、当初の応答期間内に応答をした場合は、応答期間経過後の延長請求はできません。

→拒絶理由通知の応答期限設定で「最終期限」として応答期限から2ヶ月後の期限を設定します。

・応答期限設定を変更します

手続期限設定

応答期間設定

出願種別 113 手続ID

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限		延長期限	
						国内	外国	国内	外国
	日本	特許	拒絶理由通知	意見書	手続日	60	-3	-2	-3

・拒絶理由通知の入力により応答期限の更に2ヶ月後が最終期限として設定されます。

出願手続

経過手続 拒絶理由

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

発送日 2016年4月1日 表示 DNTn 添付DN 任意期限

送付日 クレーム減縮

受領日 2016年2月16日 3327

印刷済

WF納品日

経過 引例 包袋

意見書	2016年5月31日	管理/技術	入力担当者	技術担当1
最終期限	2016年7月31日	事務/翻訳	事務担当1	
回答期限		補助担当		
原稿作成		発送番号		
原稿送付		文書名		
通知期限		備考	Login担当	入力担当者

意見書:2016年5月31日

応答完了

【商標登録出願】

(1) 拒絶理由通知の応答期間内に行う期間延長請求

現行運用においては、出願人が在外者である場合にのみ応答期間の延長が認められていますが、出願人が国内居住者である場合にも、期間の延長を認められるようになります。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1ヶ月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要となっています。

→特許の場合と同様な設定を行います。

(2) 拒絶理由通知の応答期間経過後に行う期間延長請求

平成27年改正法の施行に伴い、拒絶理由通知の応答期間経過後延長が可能な期間（2ヶ月）内であれば請求により期間の延長が認められます。出願人が国内居住者である場合及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2ヶ月の応答期間の延長が認められます。請求のための合理的な理由は不要とします。また、当該期間延長請求を行う際には、(1)の延長請求よりも高額な手数料が必要となります。

※国際商標登録出願に係る暫定的拒絶通報に対する期間延長請求についても、上記(1)および(2)が適用されます。

→特許の場合と同様な設定を行います。

(3) 新運用の適用対象

上記(1)及び(2)の運用は、拒絶理由通知（平成27年改正法施行前にされたものを含みます。）の応答期間が平成27年改正法の施行日以後に経過する場合であって、かつ、応答期間の延長請求（(1)については、出願人が在外者である場合には、1通目の請求になります。）が平成27年改正法の施行日以後にされた場合に適用されます。

※平成27年改正法の施行日前に請求があったときの期間延長については、現行の運用のとおりですので注意が必要です。また、平成27年改正法の施行日後においても、拒絶査定不服審判請求後の拒絶理由通知（前置審査中のものを含む。）及び特許権の存続期間の延長登録出願の拒絶理由通知の応答期間については、現行の運用のとおりで変更はありません。

(4) 中間取込ソフトの対応

上記期間延長については出力されるHtmlの書類名がいずれも「期間延長請求書」のため、書類名からはどの期間延長かを判断できません。

今回のバージョンアップにより「期間延長請求書」を取り込む際には、書類内の文字列を検索し、

- ・「2カ月延長」の文字を含む → 期間延長 2M
- ・「30日延長」の文字を含む → 設定納付延長
- ・上記の文字を含まない → 期間延長（従来通りの1カ月延長）

の手続が設定されるようになります。

3. 平成28年4月1日より改訂される外国語書面出願の翻訳文及び優先権証明書にかかる通知に対応しました。

3-1. 外国語書面出願の翻訳文の提出期間が出願日（優先日）から1年2ヶ月から1年4ヶ月に延長されます。

→出願種別の設定にて出願翻訳期限の期間を変更することで1年4ヶ月の期限が計算されるようになりますが、翻訳期限が計算されている既存の期限については、その期限が4月1日以後の場合には一律で1年4ヶ月に延長されます。バージョンアップ作業時にご確認頂いた上で一括処理をします。

出願取込ソフトについては今回のバージョンアップにて1年4ヶ月の期限計算に対応します。

3-2. 期間内に翻訳文の提出がなされなかった場合に特許庁から指令が発せられ、指定された期限内（通知日から2ヶ月）であれば翻訳文を提出することができますようになります。

3-3. 期間内に優先権証明書の提出がなされなかった場合にも特許庁から指令が発せられ、指定された期限内（通知日から2ヶ月）であれば優先権証明書を提出することができますようになります。

→新たに「出願翻訳通知」、「優証明書通知」の手続きを設けて入力し、元々の期限もそれに合わせて書換えます。

・「出願翻訳通知」の手続を追加します。

- ・「出願翻訳通知」の手続により、通知日から2ヶ月の出願翻訳期限が設定されます。

The screenshot shows the '出願手続' (Application Procedure) window with the '出翻通知' (Out-of-office Notification) procedure selected. A Microsoft Access dialog box is displayed in the center, asking: '出願翻訳期限として [2016/6/10] を設定しますか。' (Set the application translation deadline as [2016/6/10]?). The dialog has 'はい(Y)' (Yes) and 'いいえ(N)' (No) buttons. The background window shows various fields for application details, including '通知日' (Notification Date) set to 2016年4月10日 and '受領日' (Receipt Date) set to 2016年2月16日.

- ・「優証明書通知」の手続を追加します。

The screenshot shows the '手続定義設定' (Procedure Definition Settings) window. The '手続定義' (Procedure Definition) section is active, showing details for the '優証明書通知' (Priority Certificate Notification) procedure. The '手続定義ID' (Procedure Definition ID) is 31410 and the '並び順' (Order) is 35020. The '手続詳細' (Procedure Details) field contains the text: '優先権証明書の提出を促す通知' (Notification to prompt the submission of priority certificate). The '期限設定' (Deadline Settings) section is also visible, with various deadline settings set to 'なし' (None) or '再設定' (Reset).

- ・「優証明書通知」の手続により、通知日から2ヶ月の優証明期限が設定されます。

上記手続により各項目の再計算された期限が出願台帳に設定されます。

年金更新	受任他	発明者	権利者	数量	任意期限	請求
権利範囲	審査経過	出願書誌	図面包袋	外国出願	外国期限	案内
予審期限		出翻期限	2016/06/10	香港出願期限		
予審請求		出翻提出		香港出願日		
証明期限	2016/06/20	PD翻期限		香登申期限		
証明提出		PD翻提出		香登申請日		

(2) 法改正以外のもの

- 請求書の入力画面で、請求明細の担当者・費用コードの入力が容易になるように画面切り替えの機能を追加しました。

・請求書の入力画面です。

Add Line	Ins Line	Del Line	ReNum	ReComp	Total	Convert	DN Link	標準	担当者	費用CD
1	9110				0	15,000		0	15,000	
2	1330				2	200		4,400	0	
3	1115				0	158,000		158,000	0	
4	3260				20	1,600		32,000	0	
5	3310				4	2,000		8,000	0	

・明細画面切替ボタン「標準」「担当者」「費用CD」を設けました。担当者・費用明細コードが入力しやすいように画面を切り替えます。

・「担当者」ボタンを押した状態です。管理者・担当者の入力欄に切り替わっています。

Add Line	Ins Line	Del Line	ReNum	ReComp	Total	Convert	DN Link	標準	担当者	費用CD
1	9110				0			0	技術担	100
2	1330				4,400			0		0
3	1115				158,000			0		0
4	3260				32,000			0		0
5	3310				8,000			0		0

・「費用CD」ボタンを押した状態です。費用明細コード・請求明細備考の入力欄に切り替わっています。

Add Line	Ins Line	Del Line	ReNum	ReComp	Total	Convert	DN Link	標準	担当者	費用CD
1	9110				1000					出願
2	1330									
3	1115									